

令和 7 年度燃料電池自動車導入支援事業補助金募集要領

第 1 趣旨

県は、カーボンニュートラル及び水素社会の実現に向けて、CO₂排出量の削減や燃料電池自動車の普及を促進するため、県内に燃料電池自動車を導入する者に対して補助を行います。

第 2 事業内容

県内において燃料電池自動車を導入する個人事業主及び法人を対象に、その経費の一部に対して補助します。

1 補助対象者

(1) 次の全てを満たす者

ア 交付申請日に、鹿児島県内に事業所を有する個人事業主及び法人（国、地方公共団体、地方公営企業、独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資又は費用負担の比率が 50%を超える者を除く。）。

イ 県税に未納がないこと。

ウ 鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年度鹿児島県条例第 22 条）第 2 条に規定する「暴力団」、「暴力団員」、「暴力団員等」及び「暴力団関係者」に該当しないこと。

2 補助対象車両

燃料電池自動車で、乗員定数が 4 人以上の新車（経済産業省が交付するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の対象車両に限る。）

第 3 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は燃料電池自動車（FCV）を導入する経費とし、これに対する補助率及び補助上限は以下のとおりとする。

補助対象	補助対象経費	補助率	上限
燃料電池自動車 (FCV)	車両本体の導入価格	経済産業省が実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程に定める補助金交付額の 1/2	100 万円

第 4 補助の要件

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付要綱（令和 2 年 6 月 22 日総行政第 148 号）、燃料電池自動車導入支援事業補助金交付要綱に従わなければならない。

2 一般社団法人次世代自動車振興センターが定めるクリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則別表 1「銘柄ごとの補助金交付額」における燃料電池自動車の表に掲載されている型式であること。

3 令和 7 年 3 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日までに初度登録された車両(新車購

入に限る。)であること。

- 4 導入する燃料電池自動車について、本県内を拠点として使用すること。
- 5 代金の支払いが現金で完了しているか、又は全額支払いの手続きが完了していること。ただし、手形を除く。
- 6 申請者がリース事業者である場合、使用者とリース契約（リース契約期間が4年以上であるものに限る。）を締結している車両であり、当該補助による補助金相当額が燃料電池自動車の使用者が負担するリース料に充当されること。
- 7 自動車を販売する業を営む法人が所有者となる車両の場合は、展示車、試乗車その他販売活動の促進の目的で使用されるものでないこと。
- 8 申請車両を処分制限期間内に処分、又は県内での使用継続が困難になった場合は、鹿児島県知事の承認を受け、指示された補助金額を返納すること。

第5 申請受付期間

令和7年5月13日（火）～令和8年3月6日（金）午後5時（必着）

※ ただし、上記期間にかかわらず、予算の上限に達したときは、受付を終了します。

第6 補助金交付申請書等の提出

1 提出すべき申請書類

提出すべき申請書類は、別添チェックリストとおりです。ただし、リースで燃料電池自動車を導入する場合、申請者はリース事業者になります。リース事業者は借受人（リース契約者）に係る(5)、(6)の書類も併せて提出してください。

- (1) 提出書類チェックリスト
- (2) 補助金交付申請書（要綱第1号様式）
- (3) 実績報告書（要綱第2号様式）
- (4) 収支精算書（要綱第3号様式）
- (5) 県税に未納がないことの証明書（発行から3箇月以内のもの）の写し
- (6) 補助事業者を確認する書類

ア 申請者が法人の場合

商業登記簿の全部事項証明書（履歴事項証明書又は現在事項証明書）（発行から3箇月以内のもの）の写し

イ 申請者が個人事業主の場合

所得税青色決算書又は収支内訳書の写し及び本人確認書類（自動車運転免許証、健康保険証又は住民票）の写し

ウ 申請者がリース会社の場合

- (ア) リース会社自身に関する上記アの書類
- (イ) リース契約を締結する車両の使用者が法人の場合は、当該法人に係る上記アの書類
- (ウ) リース契約を締結する車両の使用者が個人事業主の場合は、当該個人事業主に係る上記イの書類

(7) 申請車両及び車両代金の支払いを確認する書類

- ア 自動車検査証又は標識交付証明書の写し（標識交付証明書が発行されない場合は軽自動車税申告書控又は標識届出証明等の写し）
- イ 自動車保管場所証明書の写し
- ウ 法人による申請及び法人が当該車両のリースを受ける者である場合は、車両の使用の本拠となる事業所が分かる書類
- エ 車両代金支払証憑（申請者宛の領収書等）の写し
- オ リース目的で取得した車両を申請する場合については、リース契約書（自動車賃貸借契約書）の写し

(8) リース車両の場合は、貸与料金算定根拠明細書（要綱第7号様式）

このリース料金算定根拠明細書のリース料金は、補助金相当額が月々のリース料金の引下げに反映されたものであること。

(9) 法人による申請及び法人が当該車両のリースを受ける者である場合で、自動車検査証上の使用者が当該法人の役員又は従業員となる場合にあっては次の書面

- ア 車両を適正に管理・使用することに関する関係者連名の確認書（要綱第8-1号様式もしくは要綱第8-2号様式）
- イ 法人と自動車検査証上の使用者の関係が分かる書類（在職証明書）（要綱第9号様式）

(10) クレジット契約等により車検証上の所有者と使用者が異なる場合は、保管場所標章番号通知書又は使用者が契約者である任意自動車保険契約書（これらが無い場合は、補助金の申請者と当該車両の使用者が一致することを証する書面）の写し

(11) その他必要に応じて鹿児島県が定めるもの

2 申請書類の提出等

申請書類の提出期限、提出先、提出部数、提出方法については、次のとおりとします。

- (1) 提出期限：令和8年3月6日（金）午後5時（必着）
- (2) 提出先：〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県商工労働水産部エネルギー対策課
エネルギー高度化係 燃料電池自動車補助金担当

(3) 提出部数：1部

(4) 提出方法：郵送（簡易書留又はレターパック）

3 申請書類の提出に当たっての注意事項

- (1) 申請書類は交付要綱及び本要領をご確認の上、様式に沿って作成してください。
- (2) 本補助金は精算払いです。不備のない書類となってから申請を受理しますので、記載内容に誤りがないかよくご確認ください。申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合は、審査対象とならないため、本要領等を熟読の上、注意

して作成してください。

- (3) 申請書受理から約 2 箇月以内に補助金交付決定及び交付確定通知書を発行します。その後、補助金交付請求書を受理次第、約 2 週間以内にご指定の口座に振り込みます。
- (4) 申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とします。
- (5) 申請書類の提出は、原則として簡易書留又はレターパックとし、やむを得ない場合には持参も可としますが、FAX又は電子メールによる提出は受け付けません。また、提出期限前に余裕を持って投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。
- (6) 提出後の申請書類については、原則として、資料の追加は不可とし、採択、不採択にかかわらず返却いたしませんので御了承ください。
- (7) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しません。
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する県の会計年度終了後 5 年間保管してください。

第 7 補助事業者の選定

1 選定方法

提出された申請書類については、鹿児島県において先着順で書類審査を行い、事業者を選定するものとします。なお、交付予算の範囲を超えた日をもって、交付申請の受理を終了します。

また、原則 1 事業者（グループ企業を含む）1 台までの申請としますが、公募の状況によっては、調整する場合があります。

2 選定結果の通知

選定された事業者には、補助金交付決定及び交付確定通知書を送付します。

また、補助事業者の選定の経過、審査結果等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

第 8 補助金の交付（請求）

交付決定及び交付確定通知を受けた補助事業者等が本補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（要綱第 5 号様式）を提出してください。

また、併せて補助金の振込口座の通帳に係る金融機関名、支店名、口座名義及び口座番号が記載された部分の写しを提出してください。

第 9 事業実施に必要な手続き等

補助事業者は、鹿児島県補助金等交付規則、交付要綱及び本要領に基づき事業を進めることとします。

特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

第 10 事業成果の報告等

事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については，本事業終了後，必要な報告を行っていただきます。

第 11 雑則

この要領に定めるもののほか，必要な事項は知事が別に定めるものとします。

附 則

この要領は，令和 5 年 5 月 22 日から施行し，令和 5 年 2 月 1 日から適用します。

この要領は，令和 6 年 4 月 22 日から施行し，令和 6 年 3 月 1 日から適用します。

この要領は，令和 7 年 5 月 13 日から施行し，令和 7 年 3 月 1 日から適用します。